

教職員定数の改善を求める意見書（案）

平成29年3月に告示された新学習指導要領では、知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現、カリキュラム・マネジメントの確立等により、子供たちが未来社会を切り開くための資質・能力、「生きる力」を一層確実に育成することが求められており、本市においても、子供たちの「生きる力」の育成に努めております。

そのような中、教職員の勤務実態は、大変深刻な状況になっており、取り分け時間外勤務の是正は、教職員が健康な状態で子供と向き合う教育をするためにも、改善する必要に迫られています。また、「主体的・対話的で深い学び」を指導するためには、十分な授業準備の時間や、これまで以上に教員の研さんが求められます。

現在、国においては、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革の環境整備のため、来年度から、小学校外国語教育の早期化・教科化に伴う加配定数の改善による専科指導教員の配置、スクール・サポート・スタッフ、中学校における部活動指導員などの専門スタッフや外部人材の配置、スクールカウンセラーなどの配置を促進するなど、前進し始めています。また、本市を含めた長野県でも、教職員の業務改善のため、教職員の働き方改革の基本方針づくりが進められております。

しかしながら、発達障害の児童・生徒の増加、不登校児童・生徒の増加、いじめへの対応など、学校教育を巡る今日的な状況の変化に対応するためには、更なる加配による専門性のあるスタッフ等の拡充によるチーム学校の実現も強く求められます。

については、これらの問題を根本的に解決するために、下記の事項を実現するよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 子供たちの「生きる力」を一層確実に育成し、教育の質の向上につながる学校における働き方改革を実現するため、業務を担う教職員定数改善に必要な措置を講ずること。

平成30年 3 月 20 日

衆議院議長
参議院議長
財務大臣 宛
文部科学大臣
長野県知事

長野市議会議長 小林 治 晴